

公益財団法人 神戸市公園緑化協会 役員等(理事、監事及び評議員) 報酬等規程

(趣旨)

第1条 この規程は公益財団法人 神戸市公園緑化協会(以下「協会」という。)定款第13条第1項及び定款第27条第1項の規定に基づき、協会の理事、監事及び評議員(以下「役員等」という)の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等の区分)

第2条 役員等の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 常務理事
- (4) 理事
- (5) 監事
- (6) 評議員

(報酬の範囲)

第3条 役員等の報酬とは、協会が役員等に対し、その職務執行の対価として、支払うものすべてをいい、その支給方法及び時期の別によるものではない。

(報酬及び通勤手当)

第4条 常勤の役員等にあつては報酬及び通勤手当を支給する。

非常勤の役員等については、報酬を支給する。

- 2 前項に定める通勤手当は給与規程に定める例により支給する。

(報酬の額及び支給基準)

第5条 役員等に支給する報酬の額は、別表1の額の範囲内とする。

- 2 各役員等に対する報酬の支給の基準は、別表2のとおりとする。

ただし、常勤の役員等のうち、神戸市から派遣された職員については、協会が神戸市と締結した職員の派遣に関する協定によるものとする。

- 3 非常勤の役員等のうち、神戸市職員が兼務する役員等は、無報酬とする。
- 4 非常勤の役員等で報酬を辞退する者は、その都度文書により理事長に申し出ることとする。

(報酬の支給の方法)

第6条 常勤の役員等の報酬の支給日は給与規程に定める例による。

非常勤の役員等の報酬は会議出席及び協会の監査または業務執行の都度、支給する。

役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(費用弁償)

第7条 役員等がその職務を執行するために要する費用はその実費を支給する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は公益財団法人 神戸市公園緑化協会設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成27年6月27日から施行する。

附 則

この規程は平成28年3月25日から施行する。

別表1（第5条第1項関係）

区 分	勤務形態	年間報酬総額
理 事	常 勤	48,000,000 円
理 事	非常勤	1,300,000 円
監 事	非常勤	550,000 円
評議員	非常勤	1,000,000 円

ただし、第7条に定める費用弁償のための支給額は含まない。

別表2（第5条第2項関係）

区 分	勤務形態	報酬の額の算定方法
理 事	常 勤	年額750万円を超えない額とする
理 事	非常勤	・非常勤の役員等（神戸市職員が兼務する役員等を除く。）が、協会の評議員会、理事会に出席したときは、1日につき11,111円を報酬として支給する。
監 事	非常勤	・監事が業務監査、会計監査その他協会の運営上、必要な監査等を行ったときは、1日につき4時間までは55,555円、4時間を超えるときは111,111円を報酬として支給する。
評議員	非常勤	・非常勤の理事が上記の会議出席以外に協会の業務を行った場合は1日につき55,555円を上限として報酬を支給する。

ただし、第7条に定める費用弁償のための支給額は含まない。

退職金、賞与は支給しない。